

年次学術集会の演題採否等に関する申し合わせ

2012年6月6日制定

2013年5月22日改定

1. 年次学術集会の応募演題の採否等を判断する場合は、学術委員会は研究領域別に、その分野の査読を行う査読者ならびにその責任者を選任する。
2. 学術集会に申し込まれた演題は各研究領域に振り分けられ、原則として1演題につき3名の査読者が査読を行う。
3. 研究領域ごとに査読者により査読された演題は、責任者が採否案を取りまとめて、学術委員会に答申する。
4. 学術委員会の委員長は、査読ならびに採否に関する業務を、各研究領域の責任者に委嘱することができる。
5. 学術委員会の委員長は、採否の答申案を踏まえて、採否の最終決定をし、その結果と演題の発表日時、発表形式等の発表に必要な情報を応募関係者に通知するものとする。
6. この申し合わせの変更は、諸規則制定に関する規程第4条(5)に従ってなす。

附則

1. この申し合わせは2012年6月6日から施行する。